

社会福祉法人 神戸福生会 介護福祉士実務者研修（通信課程） 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当法人という）が実施する。

名 称：社会福祉法人 神戸福生会

所在地：兵庫県神戸市兵庫区里山町1－48

（目的）

第2条 介護福祉士実務者研修の学びを通じて、専門的知識及び技術を備えた介護福祉領域の中核的存在として活躍し得る人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修（通信課程）（以下「研修」という。）を実施する。

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。対象地域は全国とする。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人 神戸福生会 介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修の会場）

第5条 講義及び演習場所は、次のとおりとする。

① 場所：兵庫県神戸市長田区北町3丁目3番地

名称：高齢者ケアセンターながた内 1階会議室

② 場所：兵庫県淡路市中川原町中川原28－1

名称：淡路ふくろうの郷 1階機能訓練室・地域交流スペース

その他：会場の都合により場所を変更する場合がある

(修業年限)

第6条 研修の修業年限は原則6ヶ月とする

ただし、他研修で履修した科目の受講が免除される場合はこの限りではない。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、当法人が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始 12月29日～1月 3日
- (2) 夏季休業 8月13日～8月15日
- (3) 日曜日
- (4) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第8条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護(職)に従事する又は従事しようとする者、及び介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2) 受講に支障のない心身ともに健康である者
- (3) 受講に必要な基礎学力があると認められる者
- (4) スクーリング(面接授業)を含む全ての課程を修了することが可能な者

(定員)

第9条 受講定員は1講座あたり12名とする。

(入学時期)

第10条 入学時期は次のとおりとする

- 4月1日 入学
- 7月1日 入学
- 10月1日 入学

(受講者の選考)

第11条 受講者の選考は次のとおりとする。

当法人が申し込み書類を確認した上、受講者の決定を行う。但し、定員に達した場合は受付終了とする。

(申込みの手続き)

第12条 受講申し込み方法は次のとおりとする。

- (1) 受講を希望する者は当法人指定の申込書に必要事項の記載及び受講生本人の写真を貼付し、期日までに申し込む。
- (2) 当法人は受講者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。

(受講の手続き)

第13条 受講予定者は受講決定通知を受け取った後、指定する期日までに受講料を納入する。(振り込みの場合、振込手数料は、受講生負担とする)。

- 2 当法人は受講料の納入を確認後、教材一式を発送する。
- 3 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当社は受講を取り消すことができる。

(受講料)

第14条 受講料は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料 (税込)
無資格	135,300 円
喀痰吸引等研修	115,300 円
初任者研修修了	98,980 円
ホームヘルパー 2 級	97,000 円
ホームヘルパー 1 級	70,180 円
介護職員基礎研修修了	38,420 円

(受講料の返還)

第15条 納入された受講料は原則として返還しない。但し、受講申込み締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当法人の下記の規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込み締切日まで	受講料の全額
受講申込み締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第16条 受講生の本人確認は以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に公的な身分証明書（運転免許証等）の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 面接授業日（午前・午後）毎に受講生は出席簿に押印する。

(在籍期限)

第17条 在籍期限は1年を超えることができない。

(休学及び復学)

第18条 疾病、事故、その他やむを得ない事由により休学しようとする受講生は、休学届に事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、当法人の承認を受けなければならない。

- 2 休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
- 3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを当法人が確認した時に復学することができる。

(退学)

第19条 退学をしようとする受講生は、その事由を記載した書類を提出し当法人の許可を得なければならない。

(賞罰)

第20条 当法人は、学業成績が優秀な者に対し、表彰する事ができる。また、受講生が次の各号のいずれかに該当した時は、退学の措置をとることができる。

- 2 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第21条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
- (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にも関わらずこれに従

わない者

- (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
- (5) 在籍期限を超過した者
- (6) その他受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、退学処分が決定した者は、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の期日までに全額を納入しなければならない。

(研修カリキュラム)

第22条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムを別紙の時間割・授業概要のとおりとする。

2 科目の免除は別紙の受講免除科目一覧表のとおりとする。

(使用教材)

第23条 教材は下記のものとする。

- ・『三訂 介護福祉士養成 実務者研修テキスト』全9巻  
(一般財団法人 長寿社会開発センター)
- ・『介護職員実務者研修テキスト』第3巻(中央法規出版) 補足テキスト
- ・『改訂 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』(中央法規出版)

(通信学習の方法)

第24条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする

- (1) 学習方法: 受講生はテキストに沿って自己学習し、学習スケジュール表に記載の通りスターリング開始までに全ての科目にweb上で取り組み提出する。
- (2) 評価方法: 各科目評価は70点以上を合格とする。70点未満の場合は再提出とし、合格するまで提出する。
- (3) 個別学習への対応: 個別学習の際の質問に関しては、研修事業部専用メールにて受付をし、担当講師が回答する。
- (4) 指定されたカリキュラムを全て履修し受講料等未納がない者に対し、科目ごとに①通信学習レポート、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。

評価基準はA: 90点以上、B: 80点以上89点以下、C: 70点以上79点以下、D: 69点以下の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

(面接授業の方法)

第25条 面接授業の実施方法は下記のとおりとする

- (1) 面接授業は指定された日に当法人研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回（午前・午後）出席簿に押印する。
- (2) 面接授業に参加するためには、学習スケジュール表に記載された当法人の定める期日までに通信学習の所定の科目を終了していることとする。
- (3) 評価を受けるに当たっては、面接授業科目の全日程について出席が必要であることとする。

(補講について)

第26条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることにより、当該科目に出席したものとみなす。

2 1項の「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされるものであって当法人が認めるものとする。

3 補講にかかる費用は1,000円／1時間とする。

(教職員の組織)

第27条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。(兼任を含む)

- ・ 学長 1名
- ・ 専任教員 1名以上
- ・ 事務職員 1名以上
- ・ 講師（介護過程Ⅲ担当） 1名以上
- ・ 講師（医療的ケア担当） 1名以上
- ・ 講師（課題添削） 1名以上

(修了証明書等の交付)

第28条 修了を認定された者には、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第29条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。但し、再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本

人が当法人に来所するものとする。

(情報の保護)

第30条 当法人が知り得た受講生に係る個人情報 は当法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

(附則)

第31条

- 1 この学則は、平成28年10月1日より施行する。
- 2 この学則は、平成29年4月1日より施行する。
- 3 この学則は、平成30年4月1日より施行する。
- 4 この学則は、平成30年10月1日より施行する。
- 5 この学則は、平成31年2月1日より施行する。
- 6 この学則は、令和3年5月1日より施行する。
- 7 この学則は、令和8年4月1日より施行する。